

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 21 日 (火) 第 271 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

○鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (※) (港湾空港課取扱い) 1

### 訓 令

○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 2

○鹿児島県非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 2

○鹿児島県職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 4

## 規 則

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 3 年 12 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第50号

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成 7 年鹿児島県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条 第 1 項 第 5 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(5) の 2 職 員 が 不 妊 治 療 に 係 る 通 院 等 の た め 勤 務 し な い こ と が 相 当 で あ る と 認 め ら れ る 場 合 一 の 年 に お い て 5 日 ( 当 該 通 院 等 が 体 外 受 精 そ の 他 の 知 事 が 定 め る 不 妊 治 療 に 係 る も の で あ る 場 合 に あ っ て は , 10 日 ) の 範 囲 内 の 期 間

第 14 条 第 2 項 中 「 前 項 第 6 号 」 を 「 前 項 第 5 号 の 2 , 第 6 号 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 4 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第51号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和 3 年鹿児島県条例第 41 号）の施行期日は，令和 3 年 12 月 26 日 と す る。

## 訓 令

**鹿児島県訓令第10号**

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第24条第2項第10号」を「第24条第2項第8号」に改める。

第12条の3第1項第1号中「第24条第2項第12号」を「第24条第2項第10号」に改め、同項第3号中「第24条第2項第8号」を「第24条第2項第6号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 常勤職員規則第14条第1項第5号の2及び非常勤職員規程第24条第1項第9号 出生サポート休暇

第12条の3第1項第5号中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改め、同項第6号中「第24条第2項第2号」を「第24条第1項第11号」に改め、同項第7号中「第24条第2項第3号」を「第24条第2項第1号」に改め、同項第8号中「第14条第1項第10号」の次に「及び非常勤職員規程第24条第1項第12号」を加え、同項第8号の2中「第14条第1項第10号の2」の次に「及び非常勤職員規程第24条第1項第13号」を加え、同項第8号の3の2中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第2号」に改め、同項第8号の4中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第3号」に改め、同項第11号の3中「第24条第2項第9号」を「第24条第2項第7号」に改め、同項第11号の4中「第24条第2項第11号」を「第24条第2項第9号」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第14条」に、「第6号、第7号及び第10号」を「第4号、第5号及び第8号」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 出生サポート休暇であるときは、所属長は、当該職員の不妊治療に係る通院等を証明する書類の提出を求めることができる。

第12条の3第3項中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改める。

第12条の4第1項中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

第12条の5第1項中「第24条第2項第7号」を「第24条第2項第5号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

**鹿児島県訓令第11号**

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第3号」に改める。

第24条第1項に次の5号を加える。

(9) 非常勤職員（1年間当たりの勤務日の日数が121日以上である者に限る。以下この号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1日当たりの平均勤務時間に5（当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

(10) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(11) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

（産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (12) 非常勤職員（1年間当たりの勤務日の日数が121日以上である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日当たりの平均勤務時間に2を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間
- (13) 非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（第16条において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た数の時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

第24条第2項中「第10号」を「第8号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（第16条において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「第7号」を「第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項第12号中「末梢血幹細胞移植」を「末梢血幹細胞移植」に、「の末梢血幹細胞」を「の末梢血幹細胞」に、「末梢血幹細胞を」を「末梢血幹細胞を」に改め、同号を同項第10号とし、同条第3項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 第1項第3号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号並びに前項第6号に掲げる特別休暇 1日
- (3) 第1項第9号、第12号及び第13号並びに前項第2号及び第3号に掲げる特別休暇 1日又は1時間（当該特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全て）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間）
- (4) 前項第1号に掲げる特別休暇 1分

第24条第3項第5号中「前項第6号」を「前項第4号」に、「前項第7号」を「前項第5号」に改め、同項第6号中「前項第7号」を「前項第5号」に改め、同項第7号中「前項第10号及び第12号」を「前項第8号及び第10号」に改め、同項第8号中「前項第11号」を「前項第9号」に改め、同条第4項及び第5項中「第2項第4号、第5号及び第11号」を「第1項第9号、第12号及び第13号並びに第2項第2号、第3号及び第9号」に改め、同条第6項中「及び第7号」を「、第7号、第12号及び第13号」に改め、同条第7項中「並びに第2項第4号、第5号及び第11号」を「及び第9号並びに第2項第2号、第3号及び第9号」に改め、同条第8項中「第10号の3、第10号の4」を「第10号、第10号の2」に改め、「、第13号」を削り、「第2項第4号、第2項第5号」を「第1項第12号、第1項第13号」に改め、「、第1項第8号」を削り、同条に次の1項を加える。

- 9 当該年度に常勤職員等であった者であって、当該年度において非常勤職員となるものが採用前に当該年度において使用した常勤職員規則第14条第1項第5号の2、第10号の3、第10号の4及び第13号に掲げる特別休暇については、それぞれ第1項第9号、第2項第2号、第2項第3号及び第1項第8号に掲げる特別休暇として既に使用されたものとみなす。

第25条第1項及び第5項中「前条第2項第6号」を「前条第2項第4号」に改める。

第26条第1項中「第24条第2項第1号及び第2号」を「第24条第1項第10号及び第11号」に、「同項第10号」を「同条第2項第8号」に改め、同条第2項中「第24条第2項第1号、第2号、第6号及び第7号」を「第24条第1項第10号及び第11号並びに第2項第4号及び第5号」に改め、同条第3項中「第24条第2項第6号又は第7号」を「第24条第2項第4号又は第5号」に

改める。

第27条第2項中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第10号」に改め、同条第3項中「第24条第2項第2号」を「第24条第1項第11号」に改め、同条第4項中「第24条第2項第6号又は第7号」を「第24条第2項第4号又は第5号」に改め、同条第5項中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

第28条第1項ただし書中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

### 鹿児島県訓令第12号

鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

エ 不妊治療を受けること。

第2条第2号シ中「サ」を「シ」に改め、同号中シをストし、オからサまでをカからシまでとし、同号エ中「鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号。以下「服務規程」という。）」を「服務規程」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号。以下「服務規程」という。）第12条の3第1項第3号の2に規定する出生サポート休暇

第2条第4号ウ中「第24条第2項第6号」を「第24条第2項第4号」に改め、同号エ中「第24条第2項第7号」を「第24条第2項第5号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。